

No.257  
2019  
6/18



# はちおうじ

JR東労組  
八王子地本  
八王子地本  
ホームページ  
「東労組八王子」で検索



## 第38回定期大会報告 13

### 運動の基本(案)運動の具体策に関する修正動議について

#### ■賛成発言 代議員番号36 川上代議員(東京)

ボトムアップの議論と職場組合員の信頼関係を構築するために、今本部大会について職場議を積み重ねてきました。そして、方針に対して組合員・分会・支部と議論を積み上げ、本部方針についての動議に至る形となっています。さきほど修正内容については読み上げていただきましたけれども、こだわってきたのはその内容と、内容をきちんと12地本共有のものにした方針に押し上げていきたいという職場の思いに基づいて議論し、この修正動議が出されていることをぜひ受け止めていただきたいと思ひますし、規約7章22条にあるように、案という一定の連署とあるように、その趣旨に基づいた運営をしていただくことを冒頭強く求めたいと思ひます。

時間が限られている中で、直ぐに採択となりますので、理由のところをきちんと受け止めていただけない中で採択するのは残念でありますけれども、修正動議について趣旨をだいたい理解いたしますけれども説明していきたいと思ひます。前提として、運動の基本のところについて、いくつも疑問とあいまいさから意見ありますけれども、大会決議に制限がありますので、とりわけ方針をめぐる運動の具体策に特化して修正を求める動議を何点か出させていただいています。

とにかく、一つ目のところについては書いておおりでありますし、理由については本本当に職場の意見に基づくものです。特にジョブローテーションをめぐるところについては、この間相当職場で苦勞し様々な議論を積み上げてきました。しかし、本部は会社ともなう社会変化に伴う情勢と経営の危機感を前面に押し出し、それらを踏まえた上での労働組合としての姿勢が薄弱しているように感じます。対立することを単なる組合員の引き回しとすり替えた議論が見受けられ、職場で蔓延している反対の声が要求の根拠として深まらないことを非常に危ぶんでいます。さらに各系統のプロの育成が課題である中、鉄道のプロと課題が薄らいでいます。

今日まで解明交渉2回たたいしておりますけれども、会社の回答は根拠が非常に乏しいです。特に重要な全員10年を限度とした担務と、異動は全て任用によるというところをめぐる議論はすでにケースバイケース、一人ひとり個々の判断として危惧されていることや不安は解消されておりません。これらは、こちら側の団体交渉臨むにあたっての分析・問題意識が次落し、構想もなく質問のようになっている。会社との関係では、質問に対する会社の回答を言えるだけ、言いたいことを言える範囲で語っているように受け止めてなりません。

また、組織づくりのところでは、東京地本は5項目の方針を掲げ議論してきました。解明交渉と社員説明の段階で、3点の方針を打ち立てて議論しています。運動づくりにも集会の設定やピラ配布行動なども設定してきております。しかし、先日本部からピラの内容や運動の組み立て、職場の討議のつくり、経過等なく、ピラを配布することについては中止するよう指導を受けております。また、基本要求的スケジュールについても47項目の議事録を組合員と読み合せて11日まで上げるようにという提起を受け、とても10日ぐらいでは職場の議論が積み上がらないということについても、スケジュールで上げるように言い抑えられています。その都度様々な議論や検討して本部に意見を言わしていただいておりますが、検討にも至っていないのが現実であります。何かのせいにして闘いを止めるつもりはありません。引き続き議論していきたいと思ひます。

時間がありませんので述べきれませんが、何点かの修正を求めて動議を出しました。追加スローガンや運動の基本にも共通して議論不足が否めません。36のところについても、春闘をめぐるところについても、議論不足を解消し、本部指導をきちんとしていただくことを要請します。奮闘する多くの組合員と家族の利益を第一に、安心を求め、東労組の姿を求めていきたいと思ひますし、強く述べておきたいと思ひます。

#### ■反対発言 代議員番号1 佐々木代議員(盛岡) 要旨

- ・方針書21ページについて、動議に書かれた内容は意識して取り組んでいるし、運動方針の中にも含まれていると理解している。理由についても会議等の中で議論していけばいい話であって、修正までは必要はないと思ひます。
- ・方針書22ページについても2019年度の運動方針にも含まれているので、修正する必要はないと思ひます。
- ・方針書23ページについては理由も全く一致しない。組織の統制を乱して混乱をつくり出したリーダーの質が問われ、その内容で制裁審査委員会を設置してきているので、不毛とは言えない理由はない。修正する必要はないと思ひます。
- ・方針書24ページについては、離反者との接点はあらゆる場を活用し、クラブ大会もその一つであることから、組織強化・拡大を実践している地本としては賛成できない。
- ・今更なんでこんな修正動議を提出するのかわかりません。文言が一部入っていないからと修正動議または追加させようとする自体が、本部の運動方針を蔑ろにするものなので修正動議に反対する。

運動の基本(案)運動の具体策に関する修正動議についての採決  
反対57 棄権5 賛成21・・・否決

スケジュールありきでの施策の進め方に、組合員は混乱している！  
本部に対し、丁寧で十分な議論を引き続き求めていきます